

を改正して議員の範圍を廣め、翌三十一年六月十七日再び規則の改正があり、議員を増加すると同時に諮詢事項を定めて列擧した。第三回高等教育會議は、明治三十二年四月十七日より東京高等商業學校講堂にて開會、加藤弘之議長席に就き、文部大臣樺山資紀の挨拶ののち、諮詢案第一號圖書館令の審議に移つた。番外文部次官岡田良平・書記官渡邊董之助の説明に對し、伊澤修二・手島精一・鎌田榮吉の質問があり、結局伊澤の動議により議長指名三名の委員に附託することとし、田中稻城・鎌田榮吉・湯本武比古が選まれた。翌十八日午後一時開會、委員會の修正決議の報告があり、これに對し再び伊澤修二・江原素六・寺田勇吉・大窪實より質問あり、寺田・大窪より更に修正案が提出せられたが少數にて消滅、第二讀會に入り修正案はそのまま通過して第三讀會に入ると、外山正一は起ち、當局者の積極的活動を希望し、實業教育と同様の補助を與へ、圖書館の進歩増設を獎勵せよと陳述し、採決の結果委員會案は大多數で可決確定した。この確定議と同年十一月十日の勅令第四百二十九號とは、字句條項に多少の相異がある。次に圖書館令の全文を掲げる。

第一條 北海道府縣郡市町村北海道及沖繩縣ノ區ヲ含ムニ於テハ圖書ヲ蒐集シ公衆ノ閱覽ニ供セムカ

爲圖書館ヲ設置スルコトヲ得

第二條 明治二十六年勅令第三十三號ノ規定ハ圖書館ニ關シ之ヲ準用ス

第三條 私人ハ本令ノ規定ニ依リ圖書館ヲ設置スルコトヲ得

第四條 圖書館ハ公立學校又ハ私立學校ニ附設スルコトヲ得

第五條 圖書館ノ設置廢止ハ其ノ公立ニ係ルモノハ文部大臣ノ認可ヲ受ケ其ノ私立ニ係ルモノハ文部大臣ニ開申スヘシ

第六條 公立圖書館ニハ館長及書記ヲ置キ地方長官之ヲ任免ス

館長及書記ハ判任文官ト同一ノ待遇ヲ受ク其等級配當ニ關シテハ館長ニハ明治二十五年勅令第三十九號中判任文官ト同一待遇ヲ受クル公立中學校教諭ニ關スル規定、書記ニハ公立中學校書記ニ關スル規定ヲ準用ス

第七條 公立圖書館ニ於テハ圖書閱覽料ヲ徵收スルコトヲ得

附 則

第八條 諸學校通則第三條中及小學校令中書籍館及圖書館ニ關スル規定ハ之ヲ廢止ス

右のうち、明治二十六年勅令第三十三號とは、町村組合立學校の設置を規定したものである。而して圖書館令の公布は圖書館史上まさに劃期的と謂ふべきものであるが、同年十二月の『京都教育雜誌』(第九十) (二號) は次の如く論じてゐる。

圖書館令公布せられたり。

市町村は須く大圖書館と云はず、小圖書館、通俗圖書館を設置すべし。

日本人は往々讀書を嗜まざるの僻あり、毎日新聞だも或は手にせざるものあり、一國の開化文明は單に學校のみに任すべからず、即學校教育以外の教育を公衆一般に計ると同時に、進みて善良なる風潮を形作らざるを得ざるなり。之を計るは圖書館の開設を以て最も策を得たるものと爲す。試みに思へ、漸く尋常小學校高等小學校を卒業せるものにして、如何なる讀書的方面を作りつゝあるか、彼等の多數は殆んど讀書せざるなり、彼等既に然り、況んや父兄をや。

夫れ然り、圖書館は公立ならば最も可なり、萬止むを得ずんば私立となすも可なり、即尋常小學校、高等小學校は毎年購入の圖書を始めとし、校下の父兄の藏書の寄贈を請ひ、

若くは之を預り、他方には寄附金を募集し、年々少年に適切なる圖書を買得し以て圖書館を開催すべきなり。小圖書館を開催す、校下の同窓者にても可なり、學校教員にても可なり、其開館日は交代を以て一切の事務を取扱はば、勞少くして益を興ふること多かるべし。若夫れ開館日は毎日に限らざるなり、一週間に一兩度、又は月何回にても可なり、是等簡易なる方法に依り、年少子弟の爲に讀書的娛樂所を建設するは、教育風紀上最急務たるを信じて疑はざるなり。

歐米圖書館の盛大なることは兼てより耳にせるところ、某圖書館に關係ある某氏は特に之を取調べて本會に寄せられたり。即ち之を爰に掲ぐ。若し夫れ是等の大慈善家を得ざるとも、小慈善家の義侠に依り、有志者の熱心に依り、勸奨精勵以て此好事業の勃興せんことを希ひて止まざるなり(下略)。

京都教育會が集書院の事業を繼承して經營した圖書館を閉鎖し、その圖書を京都府に引續ぎ、京都府立圖書館が建設せられたのは明治三十一年のことである。上掲の文とこの事實とを對照して興味を感じるもの、ひとり著者のみではあるまい。

六一 明治三十三年三月三十日、勅令第三百三十六號をもつて「寄附財産ヲ以テ設置スル官立公立學校ニ關スル件」が公布されたが、これは曩の「諸學校通則」に代るもので（第十條）、第一條に「學校ヲ設置維持スル爲、財産ヲ國府縣郡又ハ市町村ニ寄附シ、學校ノ設置維持ヲ願出テタル者アルトキハ、國府縣郡又ハ市町村ハ其寄附財産ヲ受ケ、寄附者ノ指定シタル學校ヲ設置維持スルコトヲ得——とあり、本令は幼稚園・圖書館および博物館にも準用された（第八條）。ここに注意すべきは、明治三十二年二月住友吉左衛門が建築費と基金五萬圓を大阪府に寄附し、府立圖書館の建設を願出たことである。大阪における圖書館運動は明治の初年より存在したのであるが、京都の場合と同様に中途にして立消えの姿となつてゐたが、それが再燃して、ここに財界有力者の奮起を見るに至つたのである。而して東京市においても市立圖書館建設の計畫は進行し、明治三十九年十二月一日文部省告示をもつて設立が認可された。更に日露戦争の際には、新聞雜誌圖書による軍隊慰問の文書運動がはじめて活潑に行はれ、國內においても例へば群馬縣の如き、明治三十七年十二月、戦時における教育上の施設概目のうちに、紀念圖書館を設くることの一項を掲げてゐる。また文部省の調査によるも明治三十八年三月に滋賀縣蒲生郡教育會戦時記念文庫・

徳島縣阿波郡林村私設日露戦争記念文庫・香川縣教育會征露記念圖書館があり、四十一年一月までに岡山縣立戦捷記念圖書館・愛知縣海東郡立戦捷記念圖書館（津島町）・新潟縣の戦捷紀念長岡圖書館（古志郡長岡町）・滋賀縣東淺井郡私立教育會戦役紀念東淺井圖書館（虎姫村）等があつた。

かく圖書館運動の展開により公立大圖書館の設立を見るに至れば、圖書館令の改正は早晩實現せられなければならぬ必然性をもつに至つた。果然、明治三十九年十月八日、勅令第二百七十四號をもつて實施された。時の文部大臣は牧野伸顯である。

第六條 公立圖書館ニ館長、司書及書記ヲ置クコトヲ得

館長及司書ハ奏任文官又ハ判任文官ト同一ノ待遇ヲ受ケ書記ハ判任文官ト同一ノ待遇ヲ受ク

第六條ノ二 奏任文官ト同一ノ待遇ヲ受クル館長及司書ハ左ノ資格ノ一ヲ有スル者ヨリ之ヲ任用ス

一 高等文官ト爲ルノ資格ヲ有スル者

- 二 學位ヲ有シ又ハ官立學校ヲ卒業シ學士ノ稱號ヲ有スル者ニシテ一年以上教育又ハ圖書ニ關スル公務ニ従事シタル者
- 三 三年以上教育又ハ圖書ニ關スル公務ニ従事シ月額四拾圓以上ノ俸給ヲ受クル判文任官又ハ判任文官待遇以上ノ職ニ在ル者又ハ在リタル者
- 第六條ノ三 判任文官ト同一ノ待遇ヲ受クル館長、司書及書記ハ左ノ資格ノ一ヲ有スル者ヨリ之ヲ任用ス
  - 一 判任文官ト爲ルノ資格ヲ有スル者
  - 二 三年以上教育又ハ圖書ニ關スル公務ニ従事シタル者
- 第六條ノ四 奏任文官ト同一ノ待遇ヲ受クル館長及司書ノ任免奏薦及宣行ハ高等官官等俸給令第四條及第五條ノ例ニ依リ之ヲ行ヒ判任文官ト同一待遇ヲ受クル館長、司書及書記ノ任免ハ地方長官之ヲ行フ
- 第六條ノ五 館長又ハ司書ニシテ奏任文官ト同一ノ待遇ヲ受クル者ノ官等配當ハ明治二十五年勅令第三十九號中奏任文官ト同一待遇ヲ受クル中學校教諭ノ例ニ依リ館長、司書又ハ書記ニシテ判任文官ト同一ノ待遇ヲ受クル者ノ等級配當ハ同令中中學校助教諭

ノ例ニ依ル

かくして圖書館職員ノ身分と地位とは向上するを得た。『教育時論』第七百七十四號（明治三十九年十月十五日）の時事寓感に「圖書館員ノ待遇」と題して——一般教育上圖書館ノ効用は至大なるものなれど、現今に於ては、其の數も少く、世人も未だ深く其の必要を感知せず、文部當局者にすら疎んぜられて、多く獎勵保護を受けず、法令上圖書館員ノ待遇の如きは、館長を始めとして、劣等なるものたりしは、識者ノ遺憾とする所なりしが、這回法令ノ改正によりて、其ノ待遇を高上することを得たるは、慶すべき事なり。この改正の結果として、相當の人物を圖書館に招聘することを得て、圖書館ノ性能を發揮するに至らば、教化上奏効尠からざるべし。教育と云へば、學校ノ事に限ると思ふが如き短見よりして、遺漏を生ぜしめたる社會教育は、此の邊よりしても改善せらるゝを得べきなり——とあるに徴して明瞭である。

ついで同じく三十九年十月三十一日、勅令第二百八十二號「公立圖書館職員ノ俸給ニ關スル件」が公布され、公立學校職員俸給令が準用されることになり、奏任待遇の館長司書

の年俸は同令第二號表中の教諭の例により、判任待遇の館長司書の月俸は同令第三號表中中學校教諭の例、書記の月俸は同表中の中學校書記の例に依ることに定められ、翌四十年四月一日より施行することになった。越えて十二月十四日文科省令第十九號にて「圖書館ニ關スル規程」が定められ、圖書館令第五條に依り公立圖書館を設置せんとするときは、管理者から名稱・位置・經費及維持の方法・敷地建物の坪數及圖面・開館年月日・館則を具して文部大臣の認可を受け、私立圖書館は是等事項を開申することとし、また圖書館の名稱・位置・敷地・建物又は館則は變更の都度文部大臣へ開申を要し、公立圖書館の經費豫算は毎會計年度開始前にこれ亦文部大臣へ開申することになった。しかして是等はかの明治十四年一月三十一日文科省達第四號・府縣立學校幼稚園書籍館等設置廢止規則および第五號・町村立私立學校幼稚園書籍館等設置廢止規則起草心得の簡素化とみるべく、しかも一々文部大臣へ認可開申を必要としたため、この前後の『官報』には町村圖書館のそれまでが文部省告示として載せられてゐる。

## ハ 文部大臣の訓令

七二 明治十三年に改正教育令が公布せられ、ついで十四年以降府縣町村私立圖書館に關する諸法規が制定せられたが、かかる状態において文部當局が漫然拱手してその實踐を傍觀するわけではない。明治十五年十二月、文部省において府縣學務課長・學校長を招集し、學事の諮詢をなした際、文部卿福岡孝弟代理文部少輔九鬼隆一が各種専門學校その他につき、府縣施設上參按となるべき事項を訓示し、圖書館——當時は書籍館——にも言及した。これ等は示諭事項と題して一卷に纏められ、參列者に配布せられたが、これを起草したのは文部七等屬伊東平藏で、彼は専門學務局長濱尾新の指揮を受け、同僚寺田實とその衝に當り、課長高橋健三の校訂を受けたのである。貴重なる資料としてこれを掲げる。

書籍館ノ教育上ニ關切ナル所以ノモノハ固ヨリ辯ヲ待タスト雖モ、且ラク其所置ナカルヘカラサル所以ヲ概言センニ、教育者著述者ノ如キ凡テ其所見ヲ弘ムル爲メ博引旁證ヲ

要スル時ニ當リ、其參閱スヘキ圖書ニ乏シク之ヲ購求セントスルモ容易ニ之ヲ獲カタキトキハ、竟ニ其志望ヲ遂クルコト能ハス。又學校生徒ノ如キ其修學ニ關シテ圖書ノ參觀ヲ要スル時ニ當リ、之ヲ購買スルノ道ナキトキハ、徒ニ隔靴ノ嘆ヲ爲シ自ラ其修學ノ進路ニ影響ヲ受クルヲ免レス、又庶民ニ至テハ假令業暇讀書ノ念アルモ、購書ノ資力ナキ等ニ由リ、遂ニ其念ヲ去リ其益ヲ收ムルヲ得ス、此數者ノ如キ若シ書籍館ノ設アラスンハ、則チ將タ何ニ由テ其志念ヲ完ウスルコトヲ得ンヤ、是レ書籍館ノ教育上ニ緊要ナル所以ナリ。其レ然リ、故ニ書籍館ノ智識ヲ傳播シ文明ヲ誘進スルノ効用ハ、殆ト學校ニ亞クト謂フモ亦過言ニアラサルヘシ。是ヲ以テ泰西ニ於テモ、其ノ邦國ニ在テハ法制上ヨリ、町村等ニ向テ之カ施設ヲ要スルモノ蓋シ之ナキニ非サルナリ。然リ而シテ今日日本邦ニ於テ其施設ノ寥々タル所以ノモノハ、蓋シ未タ書籍館ノ效用ヲ認知セサレハナリ、其效用ヲ認知セサル所以ノモノハ、職トシテ其施設方法等ノ適切ナラスシテ、未タ來觀者ニ十分ノ便益ヲ得セシメサルニ由ラスンハアラサルナリ。抑々地方今日現存ノ書籍館タル、其規模ノ大小準備ノ整否等各々相同シカラスト雖モ、其目的ニ至テハ概ネ皆遠大該博ヲ主トスルモノニシテ、其他ノ特殊ナル主旨ニ出ツルモノ甚タ稀ナリ。蓋シ書籍館

ヲ設施スル遠大該博ヲ以テ目的ト爲スル固ヨリ不可ナルニ非スト雖モ、其目的ノ遠大該博ナラサルモ亦固ヨリ書籍館ニ非スト謂フヘカラス、乃チ諸科ノ圖書ヲ蒐集シ以テ學士著述者等ノ參考ニ便ニスルモ亦是レ一種ノ書籍館タリ、通俗近易ノ圖書備存シテ専ラ庶民ニ展覽セシメ、讀書修學ノ氣味ヲ下流ノ人民ニ配與セントスルモノ亦是レ一種ノ書籍館タリ、中小學校其他各種ノ學校ニ於テ其教育上ニ有用ノ圖書ヲ蒐集シ以テ教員生徒ノ參觀ニ便ニシ、且ツ以テ生徒ノ日常教課ニ疲勞セシモノヲシテ其精神ヲ慰セシメントスルモノ亦是レ一種ノ書籍館タリ。夫レ此ノ如ク書籍館ニハ特殊ノ種類アルカ故ニ、其設施ヲ企圖スルニ當テハ則チ能ク土地ノ狀況ヲ審察シ、之ニ適應ナルモノヲ設施セサルヘカラサルナリ。然リ而シテ前述ノ旨趣ニ據リ、書籍館ヲ設施スルニ當テ注意慎重セサルヘカラサルノ要件ハ、藏書ノ撰擇・藏書目錄ノ編制・藏書室及閱覽室ノ設備・開館ノ時期・藏書ノ處置等ニシテ、殊ニ其藏書ノ撰擇ハ要件中ノ最要件ニ係レリ、今其諸要件ニ就キ開示スル所アランドス。

夫レ書籍ハ人ノ思想ヲ傳播スル所ノ最大媒介タリ、而シテ其效用ノ無比ナルハ固ヨリ言ヲ待スト雖モ、然レトモ其傳播スル所ノ效力ハ固ヨリ其思想ノ善惡邪正ニ由テ異ナルニ

アラサルヲ以テ、善良ノ書籍ハ乃チ善良ノ思想ヲ傳播シ、不良ノ書籍ハ不良ノ思想ヲ傳播スレハ、則チ其不良ナルモノヲ排棄シ而シテ其善良ナルモノヲ採用スルヲ要スルナリ。其學校生徒庶民等ノ爲メニ設ル所ノ書籍館ニ準備スル書籍ニ至テハ殊ニ然トリナスナリ。蓋シ善良ノ書ハ讀者ノ徳性ヲ涵養シ、其善良ノ智識ヲ啓發シ、其愛國ノ誠心ヲ誘起シ、親族及社會ノ交際ヲシテ寛和敦厚ナラシムルカ如キ、其効益タル最モ著大ナリト謂フヘシ。之ニ反シテ不良ノ書ハ讀者ノ心情ヲ攪擾シ、之ヲシテ邪徑ニ誘陷シ、遂ニ小ニシテハ身家ノ滅亡ヲ招致シ、大ニシテハ邦國ノ安寧ヲ妨害シ、風俗ヲ紊亂スル如キ、其流弊タル實ニ至大ナリト謂フヘキナリ。然リ而シテ輓近印刷法ノ旺進スルニ從ヒ、發兌スル所ノ圖書ハ一日ヨリ多キヲ加ヘ汗牛充棟モ言ナラス、而シテ其多數ノ圖書タル間ニ良好ナルモノナキニアラスト雖モ、亦其弊害アルモノ頗ル多シ、或ハ徒ニ浮文綺語ヲ弄シテ猥褻ノ行事ヲ説キ、遂ニ讀者ヲ邪路ニ誘致スルモノアリ、或ハ其文辭ヲ巧妙ニシテ陽ニハ平實ヲ裝飾スト雖モ、陰ニハ詭激ヲ教唆シ以テ人心ヲ攪亂スルモノアリ、其他之ニ類スルモノ蓋シ亦尠シトセス、故ニ其之ヲ撰擇スルニ當テハ最モ能ク之ヲ精査甄別シ、獨リ弊害ノ顯著ニシテ且ツ至大ナルモノノミナラス、苟モ其目的ニ乖戾スルモノノ如キハ

之ヲ採用スヘカラサルナリ、然レトモ既ニ前ニ既述セシカ如ク、書籍館ノ種類ハ固ヨリ一ニシテ足ラサレハ、則チ其書籍ノ撰擇ニ至テモ亦、種類ニ從テ多少ノ異同ナキ能ハサルナリ。又藏書ノ撰擇ニ次テ重要ナルモノハ藏書目録ノ編制是レナリ、而シテ之ヲ編製スルニハ學科ノ區分索引ノ便否ニ據リ、尤モ明瞭輕便ナルヲ要スルナリ。然レトモ其編制或ハ簡略ニ過キ、藏書ノ名目ヲ登錄ニ止マルカ如キハ其宜ヲ得タルモノニアラス、且ツ其目録ハ須ラク之ヲ印行シ以テ汎ク所在ノ地方ニ配賦スルヲ要スヘシ、是レ來觀人ヲシテ便宜ヲ得セシメ、其員數ヲ增多ナラシムルノ方法中ニ於テ最モ效アルモノトナスナリ。而シテ藏書目録ノ外藏書ノ出納・閱覽人員・圖書ノ購求・寄贈・委託等ヲ登記スヘキ諸簿冊ノ備ヘアルヘキナリ。又之ニ次クノ要件ハ藏書室及閱覽室ノ設備是レナリ、而シテ藏書室ハ各館必ス其準備アルヲ要シ、且ツ其内部書架ノ如キハ特ニ注意シテ之ヲ列置整頓スヘシ、其閱覽室ハ原ト靜肅ナルヲ要スルカ故ニ、其喧擾ヲ防クヘキハ論ナシト雖モ、其閱覽人ノ増加スルニ及テハ勢ヒ靜肅ナルコト能ハサレハ、則チ閱覽室ハ之ヲ二區ニ別チ、一ハ尋常ノ閱覽人ヲシテ之ニ入ラシメ、一ハ考索若クハ講習等ノ爲メ來觀スルモノヲシテ之ニ入ラシムルノ措置ヲ爲スコトアルヘキナリ。其他要件ノ之ニ次クモノ

ハ開館ノ時期及藏書ノ處置ニシテ、其開館ノ時期タル其日數ハ長短其宜ヲ得ルヲ期シ、且ツ年間ニ於テ來觀者ニ最モ便ナル時季ヲ度リ、最モ多ク開館スルコトヲ要シ、時數モ亦適宜ニ其長短ヲ定メ、其開閉ノ時限ヲ確定スルヲ要ス、若シ夫レ夜間ニ於テ開クカ如キハ、固ヨリ妨ケアラサルノミナラス、其庶民ノ爲メニ設クル所ノ書籍館ニ在テハ特ニ其措置ヲ爲シ、以テ來觀者ノ便ヲ圖ルヘキナリ。其藏書ノ處置ハ圖書ノ配置整頓及保存ニ注意シ、而シテ殊ニ其出納ヲシテ捷速ナラシメントコトヲ勉ムヘキナリ。夫レ書籍館ノ設施ニ關シテ注意スヘキノ要件頗ル多シト雖モ、之ヲ要スルニ前ノ諸件ハ其關係最モ緊切タリ、而シテ其來觀者ノ多寡及實績ノ舉否ハ、主トシテ此等諸件ノ整否ニ由ラスンハアラサルナリ、故ニ苟モ書籍館ノ効用ヲシテ完カラシメント欲セハ、則チ勉メテ意ヲ前諸件ノ整頓ニ加ヘサルヘカラス、若シ夫レ其規程ニ至テハ頃日文部省ニ於テ既ニ着手スル所アリテ、其調成應ニ遠キニ非サルヘシ、而シテ其主旨ノ如キモ亦大約前述ノ外ニ出テサレハ、則チ其頒布ノ日ニ及ヒ、各府縣ニ於テハ漸次其設施ノ方法ヲ計畫シ、果シテ書籍館ニ教育ニ關切ナル所以ノ實効ヲ奏センコトヲ希望スルナリ。

書籍館ニ亞テ文明ヲ誘進シ教育ヲ裨補スルモノハ博物館ニ若クハナシ、蓋シ此種ノ館々

ル或ハ教育ニ關スルノ品類ヲ陳列シ、以テ汎ク教育者ノ閱覽ニ供シ、或ハ諸般ノ工藝ニ關スル機械器具圖書等ヲ蒐集シ、以テ工藝ニ技術ニ從事スルモノノ便益ヲ計リ、或ハ古今ノ物品ヲ羅致シ以テ學士又ハ衆庶ノ參閱ニ便ニスルカ如キ、其目的固ヨリ數様ナリト雖モ、之ヲ要スルニ一トシテ世人ノ其心目ヲ開暢シ、其智識ヲ擴充スルヲ圖ルノ捷徑ト爲サ、ルハナキナリ、方今本邦ニ於テハ博物館ノ設置甚タ少ナク、既ニ之ヲ設置スルモノアルモ、官立ニ係ルモノノ外府縣立ニ係ルモノニ至テハ、其規則物品ノ整備セルモノ幾ト稀ナリ、故ニ府縣ニ於テモ漸次之カ設置整備ヲ計畫スルコト緊要ナリトス。(圖書館雜誌 第二十一年第一號)

**七三** 明治四十年四月十八日、文部大臣牧野伸顯は地方長官に對し、教育施設の訓示をなしたるうちに、圖書館に關しても亦述ぶるところあつたが、圖書館令の改正を斷行したる彼としては當然のことと言はねばならぬ。曰く——學校教育ノ普及發達ト共ニ、公衆ノ知徳ヲ増進セシムルハ社會教育上緊要ノ事ト爲ス。公衆ノ知徳ヲ増進セシムルノ方種々之レアルヘシト雖モ、圖書館ヲ設置シ公衆ノ縱覽ニ供シ、以テ其讀書ノ趣味ヲ促進スルハ最



モ適當ナル方法ノ一タルヲ疑ハス、而シテ之カ設置ニ就キテハ少數ノ大圖書館ヨリモ、寧ロ小圖書館ヲ設クルヲ以テ利アリトス。故ニ中等學校ハ勿論、小學校ニ至ルマデ可成小圖書館ヲ附設シ、職員生徒ノ利便ヲ謀ルト共ニ公衆ノ利便ニ供セントコトヲ望ム——と。同年十月二日より三日間、帝國圖書館に開かれた第二回全國圖書館員大會は、(一)全國主要なる公立圖書館に對する國庫補助、(二)全國各府縣および主要都市に對し圖書館建設の勸誘、(三)圖書館令第一條の改正、即ち道府縣は必ず圖書館を設置すべき義務あること、(四)圖書館員養成所の設置等を決議してゐる。

明治四十三年二月三日、第二次桂内閣の文部大臣小松原英太郎は次の訓令を地方長官に發した。

曩ニ圖書館令ノ發布セラレシヨリ以來、公立私立圖書館ノ設置漸ク多キヲ加フルノ狀アルハ洵ニ喜フヘキ現象ナリトス。然レトモ此等圖書館ノ内容ヲ觀察スルニ、往々施設未タ其ノ宜シキヲ得サルモノナキニアラス、依テ茲ニ圖書館ノ施設ニ關シ、特ニ注意ヲ要スル事項ヲ掲ケ、以テ大體ノ標準ヲ示サントス。

圖書館ノ施設ハ規模ノ大小ニ應シテ取捨斟酌宜シキヲ得サルヘカラス、近時各地方ニ於テ設立セラル、通俗圖書館又ハ小學校ニ附設スル圖書館ノ類ハ、施設其ノ宜シキヲ得ルトキハ小學校及家庭ノ教育ヲ裨補スル上ニ於テ其効益尠少ニ非サルヘシ、而シテ此類ノ圖書館ニ在テハ健全有益ノ圖書ヲ選擇スルコト最肝要ナリトス、故ニ成ルヘク其ノ施設ヲ簡易ニシ、主トシテ力ヲ有益ナル圖書ノ蒐集ニ用ヒシメンコトヲ要ス。若シ夫レ相當ノ資力ヲ有シ、完全ナル圖書館ヲ設置セントスルモノニ在テハ、地方ノ實況ニ應シテ成ルヘク此標準ニ準據シテ適當ノ施設ヲ爲サシメ、以テ十分ノ効果ヲ收メンコトヲ期セシムヘシ。

右訓令ス

#### 圖書館設立ニ關スル注意事項

一 圖書館ハ學術研究ニ資スルト共ニ、一般公衆ノ讀書趣味ヲ涵養シ、其ノ風尙ヲ進メ、其ノ知徳ヲ進ムルノ用ニ供スルモノナレハ、圖書館ノ種類目的ニ應ジ、適當ニシテ有益ナル書籍ヲ選擇蒐集センコトヲ要ス、通俗圖書館ニ在リテハ殊ニ然リトス、依テ其ノ蒐集スヘキ書籍ハ勿論、其ノ寄贈ニ係ルモノ、如キモ、一般公衆特ニ青年兒童ノ閱

覽ニ供スヘキ雜誌類ニ就テハ、十分取捨選擇ニ注意シ、最モ健全ニシテ有益ナルモノヲ選ミテ閱覽用ノ書目ヲ編製スヘシ。

一 數個ノ圖書館ヲ有スル地方ニ於テハ、成ルヘク各圖書館主任者ノ會議ヲ開キ、其ノ閱覽ニ供スヘキ圖書ノ種目ニ關シ標準ヲ議定スルヲ可トス。

一 圖書館ハ單ニ其ノ地方ニ古來存在セル古書類ヲ收容シ、又ハ寄贈ヲ受ケテ之ヲ閱覽セシムルニ止マラス、常ニ有益ナル新刊圖書ノ増加ヲ圖リ、館内ニ於テ閱覽ニ供スルハ勿論、廣ク館外ニ貸出シ、稍々規模ノ大ナル圖書館ニアリテハ、或ハ分館ヲ設ケ、或ハ巡回文庫ノ制ヲ立ツル等、成ルヘク地方一般ニ書籍ノ供給ヲ圖ランコトヲ要ス。

一 圖書館ハ一般公衆ノ知識ヲ進メ、修養ニ資スヘキハ勿論ナリト雖モ、特ニ學校及家庭ト相待テ教育上ノ効果ヲ收ムルコトニ務メ、或ハ學校ト連絡シテ教員ノ學科教授上ニ於ケル參考ニ供シ、或ハ家庭ニ對シテ其ノ子弟ノ閱讀スヘキ健全ナル良書ノ標準ヲ示シ、以テ子弟ヲシテ幼時ヨリ陋劣ナル書籍ヲ手ニセサルノ習慣ヲ養成セシムヘシ。

一 圖書館ハ土地ノ情況及讀者ノ種類ニ應シ、適切ナル圖書ノ選擇ヲ爲サ、ルヘカラス、例ヘハ工業地ニハ工業ニ、商業地ニハ商業ニ、農業地ニハ農業ニ關シ各必要ナル圖書

ヲ供給スルカ如シ、又其ノ所在地方ニ關スル圖書記録類、竝其ノ地方人士ノ著述ヲ蒐集スルコト最肝要ナリトス。

一 圖書館ヲ建設スルニ方リテ府縣廳所在地、其ノ他稍々大ナル市街地ニ在リテハ、其ノ敷地ハ主トシテ交通・風致・衛生ノ諸方面ヨリ觀察シテ最モ適當ナル場所ヲ選ビ、其ノ建築ハ閱覽・管理・衛生上ノ便ヲ圖リ、カメテ外觀ノ虚飾ヲ去リ、質素堅牢ヲ旨トスヘシ、而シテ土地ノ情況ニ依リ、圖書館ノ敷地ヲ交通ノ便ナル所ニ求メ難キトキハ、分館又ハ巡回文庫ノ例ニ依リ、其ノ缺點ヲ補足スルヲ可トス。

一 圖書館ノ設備ハ概ネ左ノ各號ニ依ルヘシ、但簡易ナル圖書館竝小學校等ニ附設スルモノハ、此例ニ依ルコトヲ要セス。

一 圖書館ハ閱覽室・書庫及事務室ヲ區分スルヲ可トス、其ノ他地方ノ必要ト經費ノ多少トニ應シ、成ルヘク兒童室・婦人室・特別閱覽室・休憩室・製本室・使丁室等ヲ設クルヲ便トス。

二 閱覽室ノ構造ハ主トシテ通風及採光ニ注意スヘク、書庫ハ成ルヘク煉瓦造又ハ土藏造トシ、廊下ヲ以テ閱覽ト接続セシメ、點燈其ノ他必要已ムコトヲ得サル場合ノ外、

火氣ヲ其ノ内ニ入レサルヲ可トス。書庫ハ天井ト床トノ距離ハ九尺乃至十尺トシ、書函ノ側壁トノ間隔及書函ト書函トノ間隔ハ約二尺五寸トシテ、之ヲ通路ニ充ツルヲ可トス。

三器具ハ閱覽室用卓子・椅子・圖書出納臺・牌子目錄函・辭書臺・貸出目錄函ノ類ニシテ、實際ノ必要ニ應シ成ルヘク之ヲ具備スルヲ可トス。

四帳簿・目錄類ハ事務用トシテ圖書原簿・函架目錄・事務用牌子目錄・貸出牌子目錄等ニシテ、閱覽用トシテ件名目錄・洋書著者目錄・同分類・和漢書書名目錄・同分類等ニシテ、實際ノ必要ニ應シ成ルヘク之ヲ具備スルヲ可トス、而シテ目錄類ハ原簿・函架目錄ノ類ヲ除クノ外、成ルヘク一般ニ牌子式ニ依リ、帳簿記入式ニ依ラサルヲ便トス。

かかる綿密にして周到懇切を極めた訓令と注意事項の裏面には、圖書館に關する知識と經驗とを具備した帝國圖書館長田中稻城の存在を忘れてはならぬ。稻城の遺した草藁のうち、巻紙に手書された草按がある。この訓令について明治四十三年六月二十日、勅令第

二百七十八號をもつて圖書館令が改正せられ、圖書館の設置廢止は、その道府縣に係るものは文部大臣の認可を要するが、その他のものは地方長官の認可を受くることとし、私立のものは地方長官に開申して事足ることとなつた。曩に牧野文相時代の圖書館令改正による劃一化の代りに、手續が簡素化された。更に六月三十日、圖書館令施行規則が文部省令第十八號をもつて公布され、明治三十九年の文部省令第十九號に代り、圖書館令改正に適應する措置が講ぜられたが、内容には大した變化はない。

ここに記すべきは、第二次桂内閣の小松原文相時代における通俗教育調査委員會官制の公布である。曩に歐米諸國との條約改正によりわが國は、商工資本主義國家の完成を遂ぐるに至つたが、その餘弊の及ぶところ社會問題の發生を見るに至り、その科學的唯物史觀はロマンチズムの夢を破摧し、自然主義・現實主義の流行が一般に瀰蔓するに至つた。かかる不健全なる思想の感染浸潤を阻止するの途は、有害なる讀物を禁遏するとともに、善良にして風教に益あるものを獎勵しなければならぬ。況んや不詳事件の起るあり、明治天皇は深く社會問題に御軫念あらせ給ひ、施藥治療の資として御内帑金百五十萬圓を下賜ふた。小松原が健全なる文學の獎勵と、社會通俗教育の振興とにより、醇良なる國民

精神の涵養に思ひを致したのは當然の歸結である。明治四十四年五月十六日、勅令第百六十四號をもつて文藝委員會官制を、勅令第百六十五號をもつて通俗教育調査委員會官制が公布せられた。通俗教育調査委員會は文部大臣監督のもとに通俗教育の調査審議をなすを職務とし、委員長に文部次官岡田良平を、委員には手島精一以下學者・教育家・官僚のほか、新聞雜誌の有力なる記者を囑し、委員等はまた熱心に、健全なる讀物・幻燈・活動寫眞の選定、通俗圖書館の獎勵等を促進せしめたのみならず、各府縣教育會における通俗講演・通俗簡易圖書館の施設を促がしたことは、小松原自からが叙述した經歷一般（『小松原英太郎君事略』）に記するところである。

この官制公布後間もなく（五月二日）小松原は永田町の官邸に、通俗教育調査委員を招待して晚餐を共にしたのち、委員に演説して、わが教育制度の完備を喜ぶとともに、社會の道徳を維持し、物質文明の進歩を精神の向上と並行せしめ、國運の進展と國家健全の發達とを遂ぐるには、學校教育と一般社會教育と相待つて其効を收めなければならぬ。維新前においては、學校教育の制度は不完全であつたけれども、社會教育の方法はやや見るべきものがあつた。しかるに維新以後、學校教育は非常の進歩をみたにかかはらず、通俗教育上

適切なる方法を攻究し、健全なる思想を涵養すべき施設は、なほ創業時代に屬する觀がある。特に最近物質的方面の著大なる發展に對し、精神的向上の件はざる憾がある、いよいよ國民の元氣を作興し、質實剛健の氣風を養成するとともに、日新の時勢に應じて知識技能を進め、常識を養ひ、文明の趨向を普及せしむるには、ひとり學校のみによつて其効果を收め得るものではなく、これ本委員會を設けて通俗教育の調査研究を遂げ、その施設を獎勵し、且つ普及發達せしめんと欲する所以であると述べた。

文部省の企圖したものの中には、通俗圖書館又は巡回文庫の普及改善、通俗圖書館の選擇標準目録等があり、後者についてはかねて第三回全國圖書館員大會（明治四十一年十一月）の建議により、その組織をみた委員會で編纂された『圖書館書籍標準目録』が、明治四十四年六月以降文部省から刊行された。そして小松原文相が通俗教育の普通發達の必要を天下に稱道すると、これに呼應して全國到るところに、通俗圖書館・簡易圖書館の設立をみるに至つた。大正二年三月末日現在文部省の全國公私立圖書館調査によれば、六百餘館の多數に達し、これを『文部省第三年報』に載する明治八年の書籍館一覽表に、官立の東京書籍館と京都の集書院と、大坂北濱五丁目と安堂寺橋通の二書籍館（のち合併して一館となる）

と、陸奥國三戸郡八戸の書籍縦覧所を擧ぐると比すれば、たしかに數においては飛躍した。しかし要するに明治時代は、近世日本における圖書館事業および圖書館運動の創業時代である。

## 一七 大正御大典と圖書館

七四 明治四十五年七月三十日午前、明治天皇崩御の宮内省告示は帝都より傳へられ、六千餘萬國民の心を貫いた。古今不世出の聖天子を喪ひまひらせた國民は、泣かんとすも泣く能はず、哭かんとするも哭する能はず、まさに日月輝を失ひて、天地既に崩るるの感があつた。生を明治の聖代にうけ、維新中興のかた、皇威四境に振ひ、皇化八紘に普く、東洋大帝國の皇謨搖ぎなく、その廣大無邊なる御仁徳に浴し、新興大國民の光榮に參與したるもの、慟天哭地、言ふところを知らざりしは洵に宜なりと謂ふべきである。これを延喜の御代に比し、大化大寶の文物憲章に照して、明治の國民たりし幸福を感得したる同胞が、悲嘆のうちにも、明治天皇の遺訓を獎順し奉らんがために、舉國同心して直往邁進せんとの決意を新にしたるもの、二千有餘年の歴史が生み出したる皇國民の自然の姿で

あつた。皇嗣嘉仁親王、御踐祚の御事あり、朝見の式を行はせ給ひ、先業を御紹述遊ばさるる詔勅を拜し奉つた。かくて『明治』の幕は閉ざされ、『大正』の御代は翹まつた。しかして歴史は繼續し發展する。明治の鴻圖を承けてこれを擴充し、これを伸張するは大正の時代に課せられた使命であつた。

大正三年の夏をもつて勃發した第一次歐洲大戰は、世界史の轉換を劃する謂はば前奏曲であつた。その間にあつてわが國民は、翌年をもつて行はるべき曠古の盛儀をひたすらに仰望して一日千秋の念をもつて待ち奉つた。國初以來、皇室は常に國家の中心であり生命であつた。國民は、皇室を中心として大業を翼賛し奉つた。大正四年の秋十一月、京都において御即位の式を行はせ給ふや、瑞雲紫宸の闕庭に滿ち、山に慶色あり、松に頌聲あり。國民はただただ欣喜雀躍、敬祝し謹賀し奉るのほかはなかつた。すなはちこれを記念して永久にせんがため、道府縣郡市町村は言ふに及ばず、公共團體その他において各種の事業を企圖するもの多數に上り、或は公會堂を建て學校を設け、道路を改修し造林植樹を試み、荒蕪地を開墾し耕地を整理し、神社を改築し育英の資金を募り、敬神崇祖はもとより、産業の振起・厚生施設の文化の進展に意を注ぎしは嗷々を要しない。

圖書館もむろん記念事業として計畫され、名古屋・福岡・濱松の各市をはじめとして、或は縣立、或は郡市町村立と、その數枚擧に追なきほどである。その或ものは廢案になつたものもないわけでもあるまいが、御大典記念を標榜すると否とは別として、新規事業としてはもちろん、從來の館舎の増改築・巡回文庫・記念文庫の設定などが隨所に見られた。今はこれを大觀するにとどめるが、これによつて圖書館運動・國民皆讀運動の一進展が劃されたことは容易に斷言し得られる。

文明批評家内田魯庵がこの際亞細亞圖書館を建設すべしと提議したことは、假令それがその時に具現されなかつたにしても、特にこれを指摘するの適切なるを感ずる。魯庵は日露戰爭當時より既にこれを意圖してゐた、わが國軍の善謀勇武は強大ロシアを滿洲より驅逐したけれども、歐米人の學術的侵寇に對しては、壘を高くし濠を深ふしては防ぐことはできぬ。學術に國境なし、われ等にして開拓せざれば、彼等がこれを開拓する、他は姑く措いて問はずとするも、われ等の住するアジア研究が、歐米人の蹂躪に委ね、その成果が彼等に輸するところあるは、深く自ら省みて恥づべきである。むろん歐米人の東洋研究には瑕瑾が多い、見當違ひも見落しもある。それにもかかはらず彼等は熱心である。わが國に

故に躍動が期待される。われわれは『歴史』の教ふるところによつて、われわれの進み行くべき途を學ばなければならぬ。

— 畢 —

も東洋學の泰斗はある。しかも是等の碩學の據つて立つ文庫の輕小なるを如何せん。今日の場合は通俗普通圖書館の缺乏を歎ずるよりも、より以上に學術的參考圖書館の缺乏を痛感すべきである。軍事的に東洋の強霸を唱ふる日本人が、せめてアジア研究の學術的競争舞臺において、常に第一人者たるの地位を獲得せんことを希望するといふのが魯庵の意であつた。モリソン文庫がわが國に移されたのは、これより數年後であつて、魯庵の志望も幾分達されることとなつた。

以上述べ來りしところにより、また述べんとして竟に割愛するの已むを得ざりしところより察して、近世日本における圖書館は、多種にして多岐多様、學術圖書館より通俗圖書館に至り、官立圖書館より町村圖書館に亙り、私人の文庫もこれに加へて甚だ盛なりと言はなければならぬ。ただこれを綜合しこれを統制するの力に至つては、遺憾ながら未だその顯現をみることができなかつた。文化の非力と圖書館運動の後進性とは、これを率直に認めなければならぬ。そしてこれを説明する政治的・社會的・經濟的諸條件が、併列的にまた因果的に擧げられ得る。さりながら非力なるが故に強力が要求され、後進性をもつが

索

引



ア行

愛知新聞	七四
相原重政	一九〇
赤坂離宮	三三、三六
赤松蓮城	一〇四
秋月種樹	二四、三〇、三三、三三
淺草文庫	三三、三四、一四、一四
一九、一〇〇、二〇一、二五、二九	
二九、二九五、三〇〇、三〇六、三三	
三三、三三	
朝夷六郎	三〇〇
朝日升	一九〇
淺見忠雅	一九〇
亞細亞圖書館	四九
足利學校	七
足利縣	七
足利文庫	元
足柄縣	五
足柄新聞	七五
足羽縣	七
阿部泰藏	一〇八、一五〇
アメリカ圖書館協會	一九
有栖川宮熾仁親王	三、三五
安政條約	三〇、三九
安政の大獄	九
醫學圖書館	三三
醫學校	二四、二六
醫學所	二、七
池田慶徳	三三、三三
伊澤修二	三四、三二
射和文庫	六
石川巖	一〇
石川照勤	三三
石田爲武	一〇
井關新兵衛	六
石上宅嗣	元
板垣退助	三三
板垣卜齋	一四
市川清流	美、一〇七、二〇〇
一切經	三三、三三
出浦力雄	一〇七、一五〇
伊藤圭介	一〇
伊藤内閣	三〇
伊藤博文	一八、美、三三、三三、三三
伊東平藏	三三、三三、三三
井上馨	二、三、三九
井上毅	三〇、三三
今井似閑	六
今井太郎右衛門	
↓大黒屋太郎右衛門	
今村有隣	一〇
入江九一	七
岩倉具視	美、三、三〇、三三

索引

岩崎小二郎	三三、三五、三三、三九
岩崎彌太郎	一〇四、二〇六
岩崎彌之助	二〇七
岩手縣	七
印刷目錄	三三、三三、三三
上田萬年	三三六
内櫻田門	三三、三六
内田政雄	一〇七、一五
内田魯庵	四九
梅辻平格(春樵)	六、七
瓜生實	六
芸亭	元
英國博物館圖書部	〇
↓大英博物館圖書部	
英照皇太后	三六
越前藩	七
江藤新平	二七、一〇七、二二
閱覽料	二五、二七、三五
榎本武揚	三〇、三三、三九
江原素六	三三
大分縣教育會	〇
大内青巒	一〇七、三三
歐化政策	一八
大木喬任	二七、一〇七、三九
正親町公董	三〇、三三
大久保利通	三、三、一、一、一
大窪實	一〇〇、二九
大隈重信	一八、二二、二四、三九
大河内正實	三三
澳國博覽會	一三、一七、二〇
澳國博覽會報告書	一八、一九
大阪府立圖書館	三六
大島誠治	三六
太田爲三郎	三三
大槻磐溪	六
大島圭介	三三
大橋圖書館	三三、三三
大原重實	三三
大原重徳	三三、三三
歐米文化と圖書館	三〇
近江屋半七	八〇
大山巖	三九
岡千仞(鹿門)	一〇八、二四、三三
緒方洪庵	二六、二六
緒方維直	一〇
緒方道平	一〇
岡田良平	三三、三三
岡本健三郎	三三
尾崎三良	二〇
尾崎雅嘉	一八
尾崎行雄	三六、三三

近世日本文庫史

小野梓	三四、二〇六、二二六
御雇外國人	四九、五五
和蘭學制	一六五
オランダリオ(加奈陀)	一五五、一五六
カド型目錄	五九
開架式	一〇四
開國五十年史	四四
開成學校	二四、二六、四三、二一八
改正教育令	元一
開成所	二四、二七
開拓使日記	五〇
學習院	三三、三三三
學制	一六、二七、一〇八、一六四、一五五
華族會館	三七六
華族會館書籍局	三三六、三三三
華族通款社	二二八
華族通款社	三三〇、三三一
貸本屋	六
勝海舟(安房)	元、二二六、三二七
カッター(チャールス)	二二六、三三三
加藤櫻老	二四五
加藤九郎	二〇六、二〇八
加藤弘之	三三三、三三二
假名書魯文	八一
金澤文庫	元
加奈陀	一五五
金子堅太郎	二〇五、二〇六
樺山資紀	三六四、三三〇、三三二
鏡田榮吉	三三二
狩谷棧齋	三二九
川上元治郎	三四五
川上昌保	三四五、三四六
河津祐之	五五、一〇七、一五五
河瀨秀治	一七五
川齋實文	三三〇、三三一
川村純義	三三六、三三七
川村理助	三四七
川本清一	一〇七
漢學所	三三、三三
官准中外新聞	四三、四三、二一〇
神田孝平	二一九
桓武天皇	五
成臨丸	三九
議院書庫(米國)	一三六
菊池大麓	二〇五、二〇七、二六四、三六三
菊池武夫	五七
貴族院建議	三五八
北垣國道	三三八
北野神社	九
木戸孝九	三三、四三、九七、二二三
岐阜新聞	七
木村芥舟(攝津守)	五九
木村重助	一七五
木村正辭	一〇七

肝付兼行	三四七
教育會	三七
教育瑣談	四四
教育雜誌	五七、五八
教育圖書館	四
↓大日本教育會書籍館	一六四、三三六
教育令	三三七
行政整理	二〇五
共存雜誌	二〇四
共存同業文庫	七七
映中新聞	五三
京都(教育)	五三、九六、一〇三
京都新聞	三三七、三九五
京都府教育會	三九五
京都府立圖書館	九八
教部省	三三五
基督教青年會館	三〇
記錄館	三六
銀行業	三〇
近世日本	三五
近代圖書館運動	三〇
クインシー(ゼ・ピ)	一五三
九鬼隆一	一〇九、三三〇、三〇一
久坂義助	九七
日下部三之介	三三四、三三六、三三七
楠本正隆	二四〇
組合圖書館	八三
久米邦武	四四
黒川真頼	一〇八
黒田清隆	五〇、三三九
栗本鋤雲	二四四
軍艦製造費問題	三五六
群書類從	一七九
ケブロン(ホラーン)	五〇、五三
憲政黨内閣	三六七
建仁寺	一〇四
憲法發布	三四
小泉信吉	一〇七
肥塚龍	二〇七
皇學所	三三、三三
光格上皇	九
高知教育會	三三八、三三九
高知圖書館	三三八
交通機關	二〇
高等教育會議	三九一
高等圖書館	三六六
河野敏謙	三七九、三八一
紅梅殿	三九
公立書籍館ノ設置ヲ要ス	一五七
公立圖書館費國庫補助法案	三九一
古賀何庵	二六四
國民圖書館(フランス)	四〇、四一
五條爲榮	三三〇、三三一

近世日本文庫史

五條の御誓文	一七、三、三二
古聖堂	九七
古註孝經	九七
後藤象二郎	一三三
近衛局	三〇九
小林小太郎	二五九
小松原英太郎	四八
小松盛壽	一九〇
小村壽太郎	五七
小室重弘	三五八、三五三
小室信夫	一三三
子安峻	二〇七、二〇八
近藤眞琴	一九〇
近藤守重	一八三、三九
西郷隆盛	元
西郷從道	三七九
齋藤修一郎	五七
サウツケンシントン	一九、一五二
榎原芳野	一〇八、二六二
嵯峨實愛	三三、三三、三三
佐倉藩	七
佐々木長淳	一〇
佐澤太郎	五、一五
佐野常民	二四、二四、一八九、一九五
佐野友三郎	一九、二〇〇、二九三、三九
澤宜嘉	三八、三五
澤柳政太郎	一三、一三
三叉學會	三六、三七
三條實美	五、六、一九、二〇
サントジュネウエア書院	一六、一七
シーボルト(ヘンリー)	一九
鹽田眞馬	一三、一九
鹽谷良幹	六
滋賀縣	八五
滋賀縣史	八
滋賀新聞	八
重野安禪	三五、三七〇
慈光寺有仲	三三
四庫全書簡明目錄	一八、一八五
四庫全書總目	一八三
辭書體目錄	二六六
靜岡縣	五
思想善導	六
出版月評	二六八、二六六、三五三、三五六
出版條例	四、五、三〇、三七六
出版文化政策	四
兒童圖書館	三七
品川彌二郎	九
島地默雷	二〇七
島田三郎	二〇五
下野國足利學校所藏目錄	七

麿香間祇候會議	三三、三三二
衆議院建議	三五九
集書院	三、五、九、三九五
集書院略則	一〇二
集書會社	一六、三
集書會社基本	五
集書館(龜岡)	八
集書館(滋賀)	八
十分類	二五〇
ジュリー(レオン)	四
巡回文庫	四二五
昭憲皇太后	三六
昌平學校	二四、四一
昌平學	二四、二八一
昌平文庫	三四、三八
諸學校通則	二六七、三八八
書籍館	一六、五、二一、二四
書籍目錄	一七〇
白河樂翁	六
白根多助	一四、三八〇
新聞雜誌	一〇八、一一、一一三
新聞縱覽所	七
新聞茶屋	七
瑞典校舍	一五
末岡精一	二七、三三、三五
末松謙澄	三六
菅原道眞	三九
杉山篤信	九
圖書寮	三〇
圖書寮漢籍善本書目	三〇
鈴木充美	三五八、三七三
鈴木良輔	二六〇、二六一
住友吉左衛門	三九
政教社	二八八
西洋事情	四、四三、四三、四四
西洋聞見錄	六
青柳館文庫	五
關澤清明	一九〇
釋奠	二四四
關博直	二〇七
全國圖書館員大會	四〇八、四二五
仙石政固	一一
仙臺藩	五
選擇目錄	一三
副島種臣	二三、二二三
增加圖書月報	二六六
宗重正	二二三
叢書堂	八、八三
夕行	二四、二五、二七
大英博物館圖書部	四、四一、一〇九
大學	二六、三六五
大學校	二七

大學校代	四〇
大學東校	二七
大學南校	二七、一一、二二
大黒屋太郎右衛門	九〇、九六、一〇〇、一〇六
醍醐忠順	二五、三三
大正御大典	四七
大成殿	一一
大日本教育會書籍館	三七、三三
大日本帝國圖書印	七
大日本佛教圖書館	三三
高田慎藏	三三、三六
鷹司輔熙	九
鷹司政通	九
高辻修長	三三
高橋健三	四〇
高平眞藤	二四、二六
高松豊吉	三六
竹内正義	一九
竹川竹齋	六
竹内毅	一九
太政官文庫	二五、二九
伊達齊宗	六
伊達宗城	三三、三二
辰野金吾	三六
田中稻城	二九、二七、三六、三七
田中不二麻呂	三三、三五、三九、四二
田中芳男	一五〇、一九、二六四、三七
深口一藏	一〇八、一一、一九〇
智恩院	二〇七
治田文文郎	一四
千葉縣	七
地方官會議	六七、三五
地方官會議所	二二
千代田文庫	一七四
東京圖書館季報	三〇六、三五、三七
東京圖書館ニ關スル意見要略	三五
東京圖書館和漢書假名目錄	二六
東京圖書館和漢書分類目錄	二七
東京圖書館和漢書分類目錄後編	二八
東京府書籍館	二八四
東京府書籍館新刊書籍目錄	二八五
東京府書籍館	二七二
東京府書籍館新刊書籍目錄	二七三
東條一耶	一九〇
遠山椿吉	一四九
徳川家康	三四五、三四六
徳川實記	三九、一七四、三三
徳川慶喜	一七五
徳川頼倫	三三六
徳川頼倫	三四八、三七二
徳大寺實則	三六
圖書館員の待遇	三三、三〇八
圖書館管理法	三九
圖書館管理法	三七、三九
著譯校合者展開規則	三〇、三六〇、二四一
通俗教育調査委員會	四三
辻新次	一〇七、三〇、三四、三七
辻文庫	三四〇、三四六、三五〇
津田仙	三四七、三五〇
敦賀縣	一四、一九〇
帝國議會	三三
帝國憲法	一八
帝國教育會	三三
帝國圖書館	三四八、三五
帝國圖書館(ロシア)	四一、四五
帝國圖書館設立案	三六〇
手島精一	一五〇、一九、二六、二六七
寺島宗則	二六九、二七〇、三三六、三九、四二四
寺島宗則	二二、三七

寺田實	四〇
寺田勇吉	三四〇、三四七、三五〇、三五二
東京開成學校	一三、一三、一四
東京學士會院	二四〇
東京教育博物館	二四〇、二六一、二六四
東京師範學校	二六六
東京書籍館	二六、二六四
東京書籍館五九	一五、一七、一七四
東京書籍館規則	二三八、二四〇、三〇
東京書籍館書目	一三〇
東京書籍館年報	一八、二七
東京大學	二五、二五
東京帝國大學	二七
東京圖書館	二五〇、二五九、三三
東京圖書館官制	三三、三五、三五
東京圖書館官制	二七〇、三七
東京圖書館季報	二六
東京圖書館ニ關スル意見要略	三五
東京圖書館和漢書假名目錄	二六
東京圖書館和漢書分類目錄	二七
東京圖書館和漢書分類目錄後編	二八
東京府書籍館	二八四
東京府書籍館新刊書籍目錄	二八五
東京府書籍館	二七二
東京府書籍館新刊書籍目錄	二七三
東條一耶	一九〇
遠山椿吉	一四九
徳川家康	三四五、三四六
徳川實記	三九、一七四、三三
徳川慶喜	一七五
徳川頼倫	三三六
徳川頼倫	三四八、三七二
徳大寺實則	三六
圖書館員の待遇	三三、三〇八
圖書館管理法	三九
圖書館管理法	三七、三九
著譯校合者展開規則	三〇、三六〇、二四一
通俗教育調査委員會	四三
辻新次	一〇七、三〇、三四、三七
辻文庫	三四〇、三四六、三五〇
津田仙	三四七、三五〇
敦賀縣	一四、一九〇
帝國議會	三三
帝國憲法	一八
帝國教育會	三三
帝國圖書館	三四八、三五
帝國圖書館(ロシア)	四一、四五
帝國圖書館設立案	三六〇
手島精一	一五〇、一九、二六、二六七
寺島宗則	二六九、二七〇、三三六、三九、四二四
寺島宗則	二二、三七
圖書館事項講習會	三七
圖書館の後進性	三
圖書館法規	三五
圖書館令	三六〇
圖書館書目	三〇一、三〇五
圖書帶出	五八
圖書の散逸	五
圖書の蒐集保存	六、一三
圖書返納延滞料	五
栃木縣	七〇
富小路敬直	三三
富田淳久	一九〇
外山正一	三五八、三六三、三七、三七〇
富田淳久	三九、三九二
内閣文庫	七〇、二五、三〇一、三二四
内務省	三二五、三六〇、三七三
内務省	七、一七

近世日本文庫史

内務省圖書局	1000
永井久一郎	二五、三一、三四、三四〇
中井敬所	三三三
永井喙	二〇七、二〇八
長岡護美	二〇七
中川謙二郎	三三七
中川六郎	九七
永田健助	一〇七
長谷信篤	九、一〇〇
中御門經之	三三、三三一
中村武雄	二〇七
中村富平	一八五
中山忠能	三三、三三一
長與稱吉	三四六
鍋島貞幹	七〇
名村泰蔵	三四一
南葵文庫	三四八、三四四
南部球吾	七七
南部義壽	二〇七
西本願寺	一〇四
西村茂樹	六、六、三七八
西村竹間	三三〇、三七三
西村貞	三三四
西四辻公業	三三三
日要新聞	七五、八〇
日露戦争	三六四
日露戦争紀念圖書館	三九六
日清戦争	一七、三七、三五七
日本醫學圖書館	三四五
日本教育令	一六四、三七七
日本圖書館協會	三七五、三七五
丹羽圭介	一〇四
仁孝天皇	九
眞名菘翁	七
根本正	三四七
農商務省	二九三、二九三
納富介次郎	一九〇
納本制度	四一、四三、五五、一六八
野崎左文	二六〇、三三〇、三七三
野村靖	八二
八行	
ハーバート大學圖書館	五、六
慶藩置縣	一六
泊翁西村茂樹傳	六、七〇
博物館	四
博物館	五〇、五五、一六七、二〇三
博物館古畫粉本借覽人心得	二八八、二九二
博物館書籍室	二九三
博物館書目	一〇、二七、三〇五
博物館書目解題略	一〇

索引

博物館	二二、二九三
博覽會(京都)	一〇四
博覽會事務局	二二、二五、三三
支倉六右衛門	一五五
橋本左内	九
橋本實梁	二二
長谷川泰	一〇七
長谷川芳之助	五七
島山義成	二五、一五〇
樺澤久五郎	六
八門分類	二六
鳩山和夫(三浦)	五七、二〇五
堀忠昭	一〇八、一七九
馬場氏就	九
馬場辰猪	二〇四、二〇六
濱尾新	一〇七、四〇一
林香一	三六、三三七
林道春	一八三
原口要	五七
原六郎	二〇七
板木摺立	一七
蕃書取調所	二六四
檜垣直右	三六、三四〇
東久世通禧	三三
久留正道	三六、三四四
日比谷圖書館	三四八
費府博覽會	一四九、一五一、一六四
費拉特費府	四
平松時厚	三三〇、三三三、三三一
平山成信	一九〇
平山太郎	二六、二六三
廣瀬進一	二〇四、二〇七
廣橋賢光	二〇七
福岡孝弟	一〇七、四〇一
福澤諭吉	五、九〇、三九
福田東吾	三四〇
福原謙二郎	三六四
福山書籍館	三八九
福山誠之館	三八九
福山中學校	三六九
藤山種廣	一九〇
二橋元長	二四四
普通圖書館	三六六
ブックボケット	五八
佛國學制	五六、一五五、三七七
佛蘭西國立圖書館	
↓國民圖書館(フランス)	
古川正雄	一九〇
古澤滋	三三
文庫と圖書館	二九
文書館	二九、一六七
米歐廻覽實記	四

近世日本文庫史

兵學校	二四、二六
米國學校法	五六、一五九、三三七
米國百年期博覽會教育報告	五六、一四八、二六四、三三七
便覽舎	八
ホアソナード文庫	三四一
傍訓孝經	九六
北條氏恭	三三三
坊城俊成	三六、二三三
法寶藏文庫	六五
法律書庫	一三三、一三三
ボストン公立圖書館	五八、六〇
細川潤次郎	二〇七
堀田正盛	一七五
堀川康隆	三三三
ホルドキン(チャールズ)五〇	九〇
本莊太一郎	三三八

  

前川傳七	三九七、四〇七
牧野伸顯	三九七、四〇七
横村正直	三七、九九、一〇五
正木直彦	三七三
マザリヌ圖書館	一六九、一七三
摩島松南	九七
増島六三郎	二〇五
増野精亮	三七七
股野琢	三三八
町田久成	二〇七、二一五、三三三、三〇〇
松井直吉	二〇一、二九三
松方正義	五七
松平慶永(春岳)	三三九
松平信正	三三三、三三一
松田正久	二〇五、二〇七

  

松田道之	八六、二四八、三六四
松本順乘	三四三
眞水英夫	三四三、三六三
三重縣	六八、七五
三國幽眠	九〇、九七
箕作阮甫	二六四
箕作秋坪	二六三、二六四、二六七
三角有紀	九一、一〇〇
三島通良	三四六
三藩縣	七〇
壬生基修	三三〇、三三一
宮城縣	六六
宮崎縣學校	二四二
三宅雄二郎	二八七、三六四
三好退藏	二〇四、二〇七
民選議院設立建白書	三三三
武者小路實世	二〇七

索引

村井量令	一八三
村上勘兵衛	九〇、一〇〇
村田文夫	六四
村山徳淳	一八三、一八四、一八六
明治史要	一三三、一三四
明治天皇	一七、一九、二〇、二二、二四、二八、二九、三〇、三二、三三、三六、三九、四〇、四二、四三、四七
目賀田種太郎	五、一三、一五〇
毛利元徳	三三三、三三一
モーレー(ダレット)	三七七
元足利縣管内所蔵圖書	七〇
其他取調書	七〇
元柳河縣所蔵目錄	七〇
紅葉山文庫(楓山)	三三、三九、一〇九
桃木伊識	三三三、三三八、三三九

  

森有禮	二六四、二六七、二六九、三三九
盛岡縣	七二
盛岡縣所蔵目錄	七〇
モリソン文庫	四三〇
森田文蔵	三四五
森蘭丸	九七
森立之	一〇八
文書館	↓フの部
文部卿	二七
文部省	二七、六九、七一、一〇七、一七四
文部省事務章程	三六五
文部省職制	三六五
文部省第一一年報	一一一、一二四
文部省第二一年報	三七八
文部省第三一年報	一〇五、一三一、四一五
文部省第四一年報	一五七、三三七、三七八
文部省第五一年報	二四七
文部省第六一年報	二四七
文部省第七一年報	二四八

  

文部省第八年報	一〇五
文部省第十年報	一〇六
文部省第十一年報	二六三
文部省第十二年報	二六三
文部省第十三年報	二六三
ヤ行	
安田善兵衛	九
山尾庸三	三七九
山縣有朋	五、三九
山形縣	六六
山縣悌三郎	三四四、三四〇
山縣内閣	三七〇
山口芳文	四三
山崎直胤	一九〇
山柳御文庫	一七九、三〇〇、三〇六
山田顯義	九七、三〇八、三七九
山田梅東	九七
山内豐信(容堂)	二四

近世日本文庫史

山内豊誠	三〇、三二	吉田松陰	九七	鹿鳴館	三三
柳河春三	三〇	四辻公賀	三三	鹿鳴館時代	二八
梁川星巖	二七				
柳原前光	二七				
湯淺治郎	二六	ラ行		ワ行	
幸鳥宗意	一八	ラルセナル圖書館	一六、一七	和學講談所	二八
湯本武比古	一三	理事功程	四	ワグネル(ドクトル)	一九、二〇
由利公正	一三	留客齋日記	二七	和漢書目録編纂規則	三三
養賢堂	六、六	レーマン(ハルトマン)	一〇四	ワザロ	一九
吉川弘文館	八〇	レーマン(リュードルフ)	五、一〇四	和田倉門	三〇六
吉田稔麿	九七			和田收蔵	一九
				渡邊董之助	三三、三九
				和田萬吉	三三
				度會縣	六

〔出版會承認〕  
い30445號



昭和十八年六月十五日印刷  
昭和十八年六月廿五日發行  
初版 200部

發兌

定價 參圓五拾錢  
特別行爲稅 拾八錢  
合計 參圓六拾八錢

何處丁處丁は  
取替へます

著者 竹林 熊彦  
發行所 京都市中京區寺町通二條南入 株式會社大雅堂  
印刷者 京都市上京區上栴木町千本東入 橋本太郎  
取替社長 田村敬男  
(西京一九〇) 眞美印刷所

京都市中京區寺町通二條南入  
株式會社 大雅堂

支店 東京市本郷區湯島一丁目一番地  
電話 上 二二九〇番  
電話 下 三六〇〇番  
(日本出版會登錄第一一六五六號)

〔配給元 東京市神田區後藤町二ノ九 日本出版配給株式會社〕

(松尾製本)

終